議案第63号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり、三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第34条の７　略 ２　略 ３　法第314条の７第１項第３号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次のいずれかに該当する寄附金とする。 （１）　略 （２）　公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）第６条又は附則第４条第１項の規定により鳥取県知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。） ４　法第314条の７第１項第４号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の４第４項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄	（寄附金税額控除） 第34条の７　略 ２　略 ３　法第314条の７第１項第３号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次のいずれかに該当する寄附金とする。 （１）　略 （２）　公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第２条の規定により鳥取県知事又は鳥取県教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ４　法第314条の７第１項第４号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の４第４項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄

附金とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人ハーモニィカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和５年１月１日から令和９年12月31日まで
略		

附　則

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の３第１項、附則第16条の４第１項、附則第17条第１項、附則第18条第１項、附則第19条第１項、附則第19条の２第１項、附則第19条の３第１項又は附則第20条第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の

附金とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人ハーモニィカレッジ	八頭郡八頭町才代299	令和５年１月１日から令和９年12月31日まで
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	令和２年８月１日から令和７年７月31日まで
略		

附　則

（公益法人等に係る町民税の課税の特例）

第４条の２　当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第３項後段（同条第６項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第３項に規定する公益法人等（同法第40条第６項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第３項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第３条の２の３で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第６項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第７条の４　第34条の７の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の７第11項第２号若しくは第３号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の３第２項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の３第１項、附則第16条の４第１項、附則第17条第１項、附則第18条第１項、附則第19条第１項、附則第19条の２第１項又は附則第20条第１項の規定の適用を受けるときは、第34条の７第２項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第５条の５第２項（法附則第５条の６第２項の規定により読み替えて適

規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例） 第19条の２　略	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例） 第19条の２　略
（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例） 第19条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）　第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 （２）　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 （３）　第35条の規定の適用については、同条中「又	

は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 （４） 附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」とする。	

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第34条の７第３項の改正規定及び附則第４条の２を削る改正規定　令和９年１月１日

（２） 附則第７条の４の改正規定及び附則第19条の２の次に１条を加える改正規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（町民税に関する経過措置）

第２条　前条第１号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例（次項において「新条例」という。）第34条の７第３項第２号の規定は、令和９年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和８年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

２　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における新条例第34条の７第３項第２号の規定の適用については、同号中「関連する寄附金」とあるのは、「関連する寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

３　令和７年７月31日以前に改正前の三朝町税条例第34条の７第４項に規定する特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する

４　前条第２号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「２号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、２号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

５　前条第２号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例附則第19条の３の規定は、２号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。